

第8節 へき地医療

【目指すべき方向性】

- 地域の住民が適切な医療を受けることができるよう、へき地診療所*1の運営を支援します。
- へき地診療所による医療提供体制を確保するため、へき地医療拠点病院*2の役割強化と機能充実を図ります。
- へき地医療を担う医師が安心して勤務・生活できるよう、動機付けやキャリア形成を支援し、へき地医療従事者の確保・定着を図ります。

現状と課題

1 宮城県のへき地医療の現状

- 本県には、へき地医療対策の必要な地区として、令和元年10月末時点で、無医地区*3（9地区）、無医地区に準じる地区*4（7地区）、無歯科医地区（8地区）、無歯科医地区に準じる地区（6地区）があり、地域住民に対する医療提供体制を確保するため、令和2年10月1日時点で、へき地診療所（16ヶ所）が整備・運営されています。
- 県内の無医地区・無歯科医地区は、東日本大震災で被災した医療機関の閉鎖等に伴い一時的に増加したものの、令和元年10月末時点では、震災前の数を下回っており、交通環境の整備が進んだことなどにより減少傾向にあります。

【図表5-2-8-1】 県内無医地区・無歯科医地区等の状況（令和元（2019）年10月末現在）

医療圏	市町村	無医地区	準無医地区	無歯科医地区	準無歯科医地区	備考
仙南	白石市		蔵王, 上戸沢		蔵王, 上戸沢	蔵王（無医地区→準無医地区） //（無歯科医地区→準無歯科医地区）
	七ヶ宿町		干蒲		干蒲	
	丸森町	羽出庭, 峠, 青葉・黒佐野, 耕野, 筆甫	大張	羽出庭, 峠, 青葉・黒佐野, 耕野, 筆甫, 大張		
石巻・登米・気仙沼	登米市	大綱木・合ノ木, 相川, 嵯峨立	野尻, 大萱沢	相川	野尻, 大萱沢	大綱木・合ノ木（無歯科医地区→非該当）
	女川町	出島・寺間	江島	出島・寺間	江島	江島（無医地区→準無医地区） //（無歯科医地区→準無歯科医地区）
2医療圏	5市町	9地区	7地区	8地区	6地区	
		無医地区等計16地区		無歯科医地区等計14地区		

出典：「令和元年度 無医地区等調査・無歯科医地区等調査」（厚生労働省），県保健福祉部調査

*1 へき地診療所

無医地区及び無医地区に準じる地区において、地域住民の医療を確保することを目的として整備、運営される診療所をいいます。整備しようとする場所を中心として概ね半径4km以内に人口1,000人以上であって、かつ最寄りの医療機関まで30分以上を要する診療所をいいます。また、人口が原則300人以上1,000人未満の離島に所在する診療所をいいます。

*2 へき地医療拠点病院

無医地区及び無医地区に準じる地区を対象として、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、巡回診療、へき地診療所等への代診医派遣などの医療活動を継続的に実施できると認められる病院のことです。都道府県知事が指定します。

*3 無医地区（無歯科医地区）

医療機関（歯科医療機関）のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関（歯科医療機関）を利用することができない地区をいいます。

*4 無医地区（無歯科医地区）に準じる地区

無医地区（無歯科医地区）には該当しないものの、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区をいいます（準無医地区・準無歯科医地区）。

【図表5-2-8-2】県内無医地区・無歯科医地区数の推移

	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和元年度
無医地区等	29	33	33	28	17	19	16
無歯科医地区等	40	42	37	29	17	18	14

出典：「令和元年度 無医地区等調査・無歯科医地区等調査」（厚生労働省）

2 医療提供体制の現状と課題

- へき地医療を広域的かつ効率的に支援するため、平成15（2003）年に、県医療整備課（現医療政策課）内にへき地医療支援機構を設置しました。令和2年4月1日現在、へき地医療拠点病院に4病院を指定し、へき地診療所への代診医派遣などを実施しています。
- 代診医派遣回数は、平成24（2012）年度以降は増加傾向にあります。この制度を活用していない診療所も多数あることから、制度の普及啓発や積極的な活用が課題となっています。また、へき地医療支援機構による支援以外にも、地元病院との連携や医師間の診療協力により補われていますが、安定的な支援体制の確保のため、ネットワークの整備が必要な状況にあります。
- へき地診療所等の医療施設や心電図などの医療設備、へき地患者輸送車等の整備支援を行っています。
- 医学生修学資金等貸付事業などを通じた人材の確保に取り組んでいます。また、へき地医療等の地域医療を担う自治医科大学卒業医師には卒後9年間に後期研修や週1回の研修など、臨床技術の向上を図る機会が提供されています。しかし、義務年限終了後は自らのキャリアアップを図ることが難しいことなどから、へき地診療所への定着が進んでいない状況にあります。
- 東北地方の地域医療に貢献する総合診療医等の養成に重点を置いた東北医科薬科大学医学部が平成28（2016）年に開学し、今後のへき地医療を含めた地域医療に貢献する人材の養成が行われています。地域医療に従事するための動機付けとして、県内外の医学生を対象とした研修会や、医学部等を目指す中高生に対する講演を実施するなど、医療従事者の確保に努めています。
- へき地診療所による訪問診療は増加傾向にあり、在宅医療を希望する住民への医療提供体制の整備に努めています。
- へき地における患者搬送体制については、従来の救急車両や船舶による搬送に加え、平成28（2016）年からのドクターヘリの導入に伴い、傷病者の救命率向上などの効果が見込まれています。
- 離島と本土をつなぐ橋梁の整備については、平成31（2019）年4月に気仙沼大島大橋が開通したほか、女川町出島において整備が進められており、架橋による高次救急医療機関へのアクセス向上が期待されています。

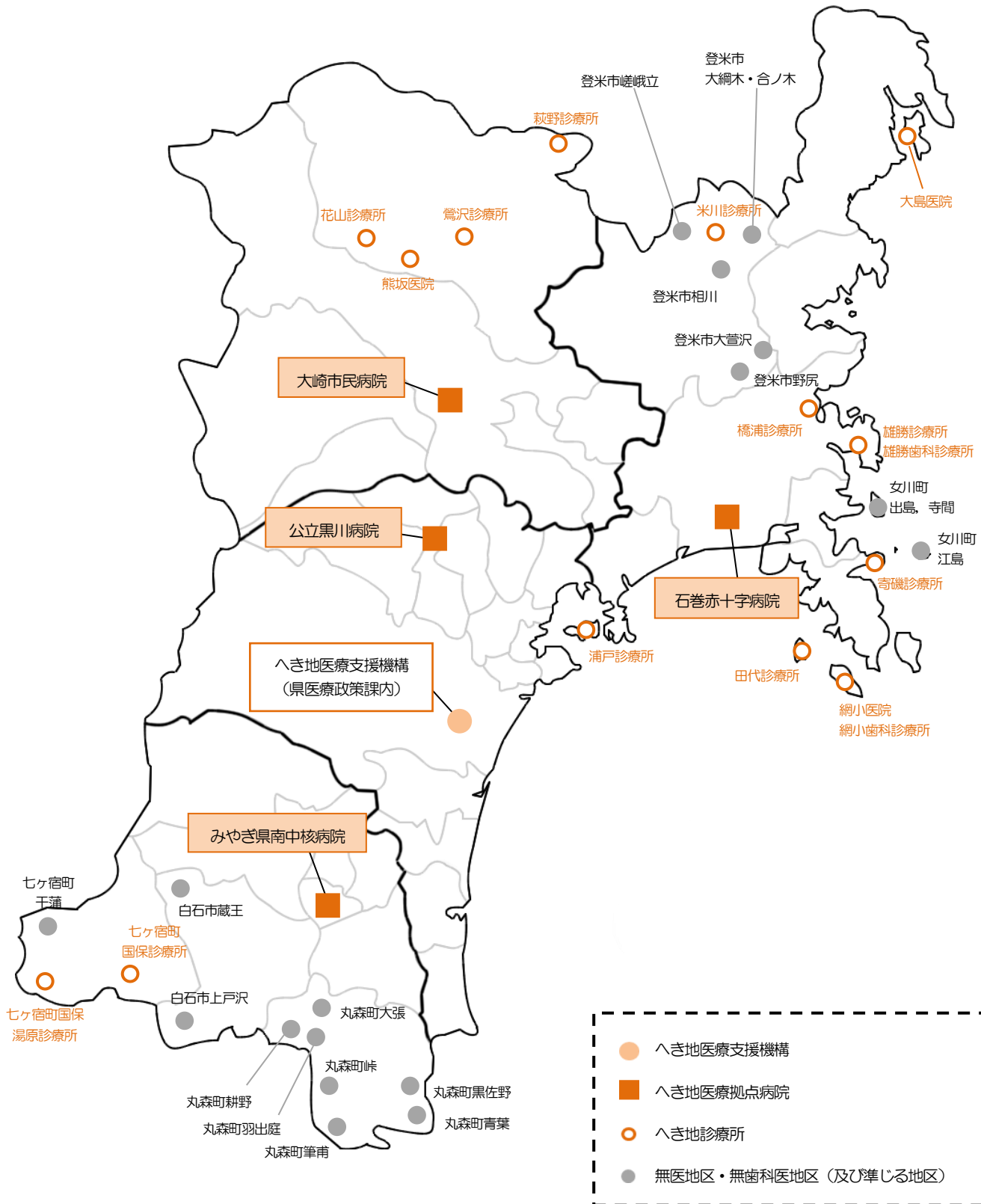
【図表5-2-8-3】へき地医療拠点病院の概況（令和2（2020）年度）

	公立黒川病院	石巻赤十字病院	みやぎ県南中核病院	大崎市民病院
開設者	地方公共団体 (黒川地域行政事務組合)	日本赤十字社	地方公共団体 (みやぎ県南中核病院企業団)	地方公共団体 (大崎市)
指定年度	平成18年度	平成24年度	平成27年度	平成30年度
診療科数	17科	34科	39科	43科
全病床数	170床	464床	310床	500床
常勤医数	16人	145人	94人	141人

出典：「令和2年度 へき地医療現況調査」（厚生労働省）、県保健福祉部調査

へき地医療機能の現況

【図表5-2-8-4】へき地医療体制



出典：「令和2年度へき地医療現況調査」（厚生労働省），
 県保健福祉部調査（令和2（2020）年10月現在）

【図表5-2-8-5】へき地診療所一覧（令和2年4月1日時点）

市町村	施設名称	開設者	診療科目	医療従事者		所在地
				職種	勤務形態	
七ヶ宿町	七ヶ宿町国民健康保険診療所	市町村	内科・小児科・ 外科・歯科	医師	常勤	刈田郡七ヶ宿町字関
				歯科医師	非常勤	
				看護師	常勤	
	七ヶ宿町国民健康保険湯原診療所	市町村	内科・小児科・ 外科	医師	常勤	刈田郡七ヶ宿町字東口道下
塩竈市	塩竈市浦戸診療所	市町村	内科・外科	医師	派遣	塩竈市浦戸野々島
				看護師	非常勤	
栗原市	熊坂医院	個人	内科	医師	常勤	栗原市一迫字川口
				看護師	常勤	
	栗原市立花山診療所	市町村	内科	医師	常勤	栗原市花山字本沢北ノ前
				看護師	常勤	
	栗原市立鶯沢診療所	市町村	内科	医師	常勤	栗原市鶯沢南郷広面
				看護師	常勤	
医療法人社団龍仁会 萩野診療所	医療法人	内科・小児科・ 整形外科・リハビリテーション科	医師	常勤	栗原市金成有壁上原前	
			看護師	非常勤		
登米市	医療法人社団緑水会 米川診療所	医療法人	内科・小児科	医師	常勤	登米市東和町米川字町下
				看護師	常勤	
石巻市	石巻市田代診療所	市町村	内科	医師	常勤	石巻市田代浜字仁斗田
				看護師	常勤	
	石巻市寄磯診療所	市町村	内科・外科	医師	常勤	石巻市寄磯浜赤島
				看護師	常勤	
	石巻市橋浦診療所	市町村	内科・小児科	医師	常勤	石巻市北上町橋浦字大須
				看護師	常勤	
	医療法人陽気会 網小医院	医療法人	内科・外科・整形 外科・脳神経外科 ・泌尿器科	医師	常勤	石巻市長渡浜杉
看護師				常勤		
医療法人陽気会 網小歯科診療所	医療法人	歯科	歯科医師	非常勤	石巻市長渡浜杉	
石巻市雄勝診療所	市町村	内科・外科・ 整形外科	医師	常勤	石巻市雄勝町小島字和田	
			看護師	常勤		
石巻市雄勝歯科診療所	市町村	歯科	歯科医師	常勤	石巻市雄勝町小島字和田	
気仙沼市	大島医院	個人	内科・整形外科	医師	常勤	気仙沼市高井
				看護師	常勤	

出典：「令和2年度 へき地医療現況調査」（厚生労働省），県保健福祉部調査
※令和2（2020）年4月1日時点（気仙沼市のみ，令和2（2020）年8月1日時点）

【図表5-2-8-6】へき地診療所への代診医派遣実績

（単位：回）

	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
派遣回数	25	36	35	38	47	52	52	75	34

【図表5-2-8-7】へき地医療の体制（令和2年10月1日時点）

	へき地医療	へき地医療の支援医療	行政機関等の支援
機能	へき地における医療	へき地の診療を支援する医療	行政機関等によるへき地医療の支援
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 無医地区等における地域住民の医療の確保 ● 専門的な医療や高度な医療へのアクセスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 診療支援機能の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域医療計画の作成 ● 作成した計画に基づく施策の実施
医療機関例	<ul style="list-style-type: none"> ● へき地診療所（16カ所） 	<ul style="list-style-type: none"> ● へき地医療拠点病院 4カ所 公立黒川病院、石巻赤十字病院、みやぎ県南中核病院、大崎市民病院 ● 特定機能病院 東北大学病院 ● 地域医療支援病院 13カ所 ● 臨床研修病院 18カ所 ● 救命救急センターを有する病院 6カ所 東北大学病院高度救命救急センター 仙台医療センター救命救急センター 仙台市立病院救命救急センター 大崎市民病院救命救急センター 石巻赤十字病院救命救急センター みやぎ県南中核病院救命救急センター 	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県 ● 宮城県へき地医療支援機構（宮城県保健福祉部医療政策課内） ● 宮城県医師育成機構（宮城県保健福祉部医療人材対策室内） ● 公益社団法人地域医療振興協会
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な診療が可能な医師 ● 巡回診療の実施 ● へき地医療拠点病院等における研修への参加 ● 保健指導の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 巡回診療等による医療の確保 ● へき地診療所への代診医の派遣及び技術指導、援助 ● へき地の医療従事者に対する研修の実施、研究施設の提供 ● 遠隔診療等の実施による各種診療支援 ● 24時間365日、医療にアクセスできる体制の整備 ● 高度診療機能による、へき地医療拠点病院の診療活動の援助 ● その他、へき地における医師確保のために市町村が実施する事業への協力 	<p>【宮城県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域医療計画の策定 ● 地域医療計画に基づく施策の実施 <p>【へき地医療支援機構・医師育成機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域医療計画に基づく施策の実施 ● 代診医派遣等の調整、へき地医療拠点病院への代診医派遣要請 ● へき地医療従事者へのキャリア形成支援 ● 両機構の連携による、へき地医療体制の総合的な企画運営
連携	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ へき地医療拠点病院のへき地診療所への支援 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の中核的な病院とへき地診療所の連携 </div>		

施策の方向

1 無医地区等への安定的な医療提供体制の確保

- へき地診療所の運営を支援するとともに、へき地診療所等の施設・設備の整備を推進します。
- へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医派遣を調整するとともに、各へき地診療所からの要請に応じて派遣体制を充実させます。
- 宮城県医師育成機構等と連携して、自治医科大学関係事業や医学生修学資金等貸付事業などによる人材の確保や、東北医科薬科大学等の医学生を対象とした地域医療への理解を深める取組を推進し、医療従事者の確保に努めます。併せて、へき地医療を担う医師のキャリア形成を支援し、へき地への定着を推進します。

- へき地における医療従事者の確保や医師のキャリア形成支援等をより効果的・効率的に推進するため、国の動向も踏まえつつ、宮城県へき地医療支援機構と宮城県医師育成機構の統合も視野に入れた、より一体的な取組について検討を進めます。

2 へき地医療支援体制の拡充

- 宮城県へき地医療支援機構と宮城県医師育成機構の連携により、へき地医療拠点病院からの代診医派遣等、へき地診療所への効率的・効果的な支援を行います。併せて、へき地医療拠点病院から代診医を派遣しやすい環境の整備に努めます。
- へき地の医療提供体制を確保するため、へき地医療拠点病院の機能を強化し、へき地医療従事者が医療知識・技術を習得するための研修の実施等、へき地診療所の支援に努めます。また、へき地医療拠点病院を新たに指定し、へき地医療支援体制の拡充を図ります。併せて、県内全てのへき地医療拠点病院において、必須事業*1を継続的に実施できるようになることを目指します。

3 へき地医療の地理的格差の解消

- 住民の様々なニーズに対応するため、保健・医療・福祉関係機関が相互に情報を共有することにより、地域連携を強化し、地理的格差の解消に努めます。
- 専門医が不足する地域において、病院・診療所間の連携や医師間による連携を図るため、ICTを活用した「遠隔カンファレンスシステム」導入を支援します。
- 住民が安心して生活できるよう、無医地区等における訪問診療・訪問看護提供体制の確保に努めます。
- 救急艇やドクターヘリの活用により、へき地における救急医療体制の一層の充実を目指します。

数値目標

指 標	現 況	2023年度末	出 典
へき地医療拠点病院の指定	4病院	5病院	(知事指定件数)
代診医派遣回数	34回 (2019年度)	60回	令和2年度県保健福祉部調査
へき地医療拠点病院の中で必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合	80.0% (2019年度)	100.0%	令和2年度県保健福祉部調査

<総合診療医>

離島や山間部などのへき地では、他の地域に比べ、高齢化が進んでいるところも多くあり、地域のコミュニティを維持していくためには、医療の確保対策が重要です。

へき地診療所では、1人の医師が内科、外科、小児科など、幅広い領域の初期対応を担うことも多く、総合的な能力や知識をもった「総合診療医」としての役割が求められています。

*1 必須事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」（平成30年3月29日医政発0329第12号厚生労働省医政局長通知）において定められている。

へき地医療拠点病院が行う事業のうち、いずれかは必須で実施すべきとされている以下の事業

- ・巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること
- ・へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること
- ・遠隔医療等の各種診療支援に関すること